

○大隅肝属広域事務組合建設工事等の公表に関する規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第13号

肝属地区一般廃棄物処理組合建設工事等の公表に関する規程（平成14年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大隅肝属広域事務組合が発注する工事、製造の請負若しくはこれらに係る修繕又は測量設計委託事業（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行及び結果の公表について必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 建設工事等の公表に関する事務については、鹿屋市建設工事等の公表に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第36号）を準用する。この場合において、同規程の規定中、「鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）」とあるのは「大隅肝属広域事務組合契約規則（平成21年大隅肝属広域事務組合規則第16号）第2条の規定により準用する鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する